資料１
令和元年度みやぎ自動車産業振興協議会　総会
第１号議案

みやぎ自動車産業振興協議会　会則の改正（案）について

１　改正の概要

みやぎ自動車産業振興協議会の運営実態等を踏まえ，下記のとおり改正を行うもの。

①　総会の成立要件である「会員の過半数の出席」を削除する（第６条）

②　代表幹事の職務代理者を設置する規定を新設する（第９条）

③　その他規定の整理を行うもの（第４条）

２　みやぎ自動車産業振興協議会会則の一部を改正する会則

みやぎ自動車産業振興協議会会則（平成１８年５月１１日施行）の一部を次のように改正する。

第４条第２項中「東北６県が合同で設立する」を削る。

第６条第５項中「総会は、会員の過半数の出席（委任状を提出した上で欠席の場合を含む）により成立し、」を削る。

第９条第２項を第３項とし、第１項の次に次の１項を加える。

２　代表幹事に事故があるとき、又は代表幹事が欠けたときは、あらかじめ代表幹事が指名する幹事が、その職務を代理する。

附　則

この会則は、令和元年５月３０日から施行する。

（参考：新旧対照表）

改正後（新）	改正前（旧）
第１条～第３条（略）	第１条～第３条（略）
（構成） 第４条　（略） ２　協議会は、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿「とうほく自動車産業集積連携会議」（以下「連携会議」という。）との連携を図ることとし、前項の企業等は連携会議の構成員とする。	（構成） 第４条　（略） ２　協議会は、<u>東北６県が合同で設立する</u>「とうほく自動車産業集積連携会議」（以下「連携会議」という。）との連携を図ることとし、前項の企業等は連携会議の構成員とする。
第５条　（略）	第５条　（略）
（総会） 第６条　（略） ２～４　（略） ５　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、代表幹事の決するところによる。	（総会） 第６条　（略） ２～４　（略） ５　<u>総会は、会員の過半数の出席（委任状を提出した上で欠席の場合を含む）により成立し、</u>議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、代表幹事の決するところによる。
第７条～第８条　（略）	第７条～第８条　（略）
（職務） 第９条　代表幹事は、協議会を代表し、会務を総理する。 <u>２　代表幹事に事故があるとき、又は代表幹事が欠けたときは、あらかじめ代表幹事が指名する幹事が、その職務を代理する。</u> <u>３</u>　監査役は、協議会の事業の執行状況を監査する。	（職務） 第９条　代表幹事は、協議会を代表し、会務を総理する。 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ <u>２</u>　監査役は、協議会の事業の執行状況を監査する。
附　則（略）	附　則（略）